

**さいたま市自治基本条例検討委員会
第1回会議 議会・行政部会検討の記録**

日時	平成 22 年 9 月 13 日(月) 18:45～21:00
場所	浦和コミュニティセンター第10集会室
参加者 ※敬称略	〔委員等〕 計 7 名 歌川 光一／中田 了介／湯浅 慶／渡邊 初江／染谷 義一／福島 康仁／堀越 栄子(オブザーバー)(欠席者:遠藤 佳菜恵／高橋 直郁／東 一邦／三宅 雄彦) 〔事務局:さいたま市〕 計 3 名 企画調整課主幹 松本 孝／企画調整課総合振興計画係主査 松尾 真介／企画調整課企画係主任 清水慶久 〔地域総合計画研究所〕 計 1 名 細田祥子 〔傍聴者〕 0 名
議題及び 公開又は 非公開の 別	各団体等との意見交換(相手先、方法、内容等)について [公開]
配付資料	・次第 資料1 意見交換の相手先に関するアンケート結果 資料2 議会・行政部会の進め方 資料3 検討テーマと意見交換の相手先との関係等検討シート
問合せ先	さいたま市政策局政策企画部企画調整課 電話 048-829-1035

1. 広報チームからの報告

【広報チラシ】

- ・ 広報チラシ(第1号)については広報チーム及び運営委員会で決定し、印刷して9月下旬には、自治会に協力いただき各世帯に回覧するとともに、区役所、支所・市民の窓口、コミュニティセンター、図書館、公民館など公共施設で配布する予定である。

2. 部会検討の進め方の確認

【部会長からの提案】

- ・ 前回話し合ったとおり、中間報告のたたき台を部会として作成した上で、意見交換に臨むこととする。
- ・ 本部会の検討テーマを大きく6つに区分した。それぞれに意見交換の主な相手及び質問項目を検討し、11月までに順を追って意見交換を進める。

【意見交換結果の扱いについて】

- ・ 意見交換によって得られた様々な意見をすべて中間まとめに盛り込むのか、部会の検討で精査するのか、意見をどう扱うのか共通認識を持ちたい。

3. 各団体等との意見交換(相手先、方法、内容等について)

(別紙参照)

4. 中間報告のたたき台作成について

【作成方法の考え方】

- ・ テーマ別部会に分かれるまでの検討結果から、どのような項目、内容が考えられるのか、アウトラインがほしい。
- ・ 事務局にある程度下書きをしてもらうことはできないか。
- ・ どのような項目が考えられるか、という検討がそもそも制度設計であり立案作業であるので、学識者や事務局が作成するのではなく、白紙から市民が案づくりをする必要があるだろう。
- ・ これまでに配付された資料、特に他政令指定都市の条例、グループ検討の意見集を参考に、市民委員及び関係団体委員が分担して、中間報告に向けた検討シートのたたき台を作成することとする。

【テーマ分担】

区分	基本となる検討テーマ	担当
共通テーマ 1	(1)自治基本条例の目的・必要性 (2)さいたま市のめざすまちの姿 (3)自治の基本理念	中田・湯浅
共通テーマ 2	(1)自治の担い手（用語の定義など。） (2)条例の位置付け (3)国や他の地方自治体との関係・国際関係 (4)条例の運用（実効性の確保）	
個別テーマ (議会)	(1)議会の役割・責務 (2)議員の役割・責務（人づくり） (3)議会運営（議会への市民参加含む）	染谷・東（堀越）
個別テーマ (行政1)	(1)市長の役割・責務 (2)市職員の役割・責務（人づくり） (3)行政運営の基本原則	歌川・渡邊
個別テーマ (行政2)	(1)情報提供 (2)政策形成過程への参加 (3)区政のあり方（区長・区役所）	
個別テーマ (行政3)	(1)行財政運営 (①総合計画、②財政運営、③応答義務、④行政手続、 ⑤監査、⑥政策法務、⑦組織・人事、⑧危機管理)	遠藤・高橋

※ 学識者（福島、三宅）には、専門的見地から全体を見てもらう。

【スケジュール】

- ・ 次回は9月27日（月）夜に開催する。各担当が作成した中間報告に向けた検討シート（たたき台）をもとに検討するとともに、意見交換相手及び質問項目を検討する。
- ・ 各担当は、9月24日（金）の正午までに事務局へ検討シート（たたき台）を送付する。

検討テーマと意見交換の相手先、方法、質問項目（記録）

区分	意見交換の主な相手先	意見交換の方法	質問項目
共通テーマ 1 (1) 自治基本条例の目的・必要性 (2) さいたま市のめざすまちの姿 (3) 自治の基本理念	市長	・事前に質問を提出しておく。 ・メインのインタビュアー1名が質問する対話形式にする。	・マニフェストに自治基本条例制定を盛り込んだ背景、思い。 ・自治基本条例に関して、マニフェストには書かれていない点。
	議会		
	自治会、NPO、社協	・事前に質問を提出して市民部会が意見交換する際に1名程度参加する。	・自治推進の視点から議会、行政に対して求めること。
	商工会議所 ・青年会議所		
共通テーマ 2 (1) 自治の担い手 (2) 条例の位置付け (3) 国や他の地方自治体との関係・国際関係 (4) 条例の運用（実効性の確保）	市長	(上述)	・『自治体の憲法』としての自治基本条例に期待することとは。 ・自治基本条例の理念や協働を全庁的な動きとするための方策をどう考えるか。
	議会	①全議員へのアンケート ②全会派、議会改革推進特別委員会へのヒアリング ③議会基本条例に関するヒアリングとして *事務局で議会と調整	・議会基本条例と自治基本条例との関係についてどう考えるか。
個別テーマ（議会） (1) 議会の役割・責務 (2) 議員の役割・責務（人づくり） (3) 議会運営（議会への市民参加含む）	議会	(上述)	・議会への市民参加について、実態と今後の方向性。
	市長	(上述)	・『議会への市民参加』について、どう考えるか。
	自治会、NPO（行政との協働実績のある団体）		
個別テーマ（行政 1） (1) 市長の役割・責務 (2) 市職員の役割・責務（人づくり） (3) 行政運営の基本原則	市長	(上述)	・身近な自治、協働の推進に関して、具体的な政策案、方向性。
	教育長 市職員	・「新しい公共」についての研究する職員ワーキンググループと意見交換できないか。	
	自治会、NPO（行政との協働実績のある団体）		
個別テーマ（行政 2） (1) 情報提供 (2) 政策形成過程への参加 (3) 区政のあり方（区長・区役所）	行政各課（企画調整課・コミュニティ課等）		
	区長 市職員		
	自治会、NPO		
個別テーマ（行政 3） (1) 行財政運営	行政各課		
	自治会、NPO（行政との協働実績のある団体）		